

店舗等家賃賃借料を補助

上限
5万円
補助

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業況が悪化した事業用の店舗等を賃借し町内で事業を営む事業者に対して、店舗・事務所等の家賃の賃借料（上限5万円）の1か月分を補助します。

【給付要件】

鏡石町内に店舗・事務所を構え、事業用の店舗等を賃借し町内で事業を営む事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費活動自粛の影響により令和2年2月から7月までの売上げのうち、一月の売上げが前年同月対比で20%以上減収した者で、申請後3か月以上の事業継続を行う予定の者（**個人事業主にあっては申告の収入・所得区分が事業（営業等）である者**）

【給付額】店舗・事務所等家賃賃借料の1か月分の額（上限5万円）
（現場事務所や事業用以外の物件については対象外）

【申請方法】申請書に記入の上、鏡石町商工会に郵送又は直接持参にて申請。

【添付書類】

- ① 申請書兼誓約（同意）書
 - ② 賃貸借契約書の写し又は賃借料が確認できる書類
- ※減収の確認及び振込先については事業継続緊急支援給付金の申請時の添付書類で確認します。

【申請期間】令和2年7月1日（水）から令和2年8月31日（月）まで

◎申請先 鏡石町商工会 〒969-0404 鏡石町中央245

◎問合わせ先 鏡石町商工会 電話 0248-62-2340
（平日：午前9時～午後4時まで）